

みなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略



平成31年3月
群馬県みなかみ町

目 次

I	みなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略策定の目的	
	1. 策定の趣旨	P 1
	2. 目標等	P 2
II	みなかみ町の農業における6次産業化・地産地消の現状と課題	
	1. 農業の概況	P 2
	2. 農業が抱える課題	P 2
	3. 農業における6次産業化の現状	P 3
	4. 農業における6次産業化に向けての課題	P 4
III	今後の取組方針、新商品開発、販路拡大の方向性	
	1. 今後の取組方針	P 4
	2. 新商品の開発	P 5
	3. 販路拡大の方向性	P 5
IV	みなかみ町の支援策	P 6
V	みなかみ町6次産業化・地産地消推進協議会の体制	P 7
	(参考) みなかみ町地産地消推進協議会 規約	P 8

I みなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略策定の目的

1. 策定の趣旨

みなかみ町は、群馬県の最北に位置し、北は新潟県の湯沢町、南魚沼市、魚沼市と県境の谷川連峰で接し、東は沼田市、片品村、西は高山村、中之条町とそれぞれ接しています。町内には南北に流域面積日本一の利根川が流れ、「利根川源流の町」として数多くのダムを有するなど、人口・経済的にも世界最大を誇る東京都市圏の約8割、3,000万人の生命と暮らしを支える水瓶の町として重要な役割を担っています。

標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、北にそびえ立つ谷川連峰の山々には、谷川岳をはじめとする多くの山岳観光資源があり、山麓には水上温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷および上牧温泉など、「みなかみ18湯」と称される多数の温泉地があります。

面積は781.08km²と広大で、その90%以上を山林が占めており、山岳、森林、高原、湖沼、河川、溪谷など変化に富んだスケールの大きい自然は、上信越高原国立公園をはじめとする様々な自然保護区に指定されており、これらの自然環境とそれをよりどころとしてきた人々の生活や文化は、自然と人間社会が共生する世界的なモデル地域であると認められ、平成29年6月に「ユネスコエコパーク」に登録されました。

また、上越新幹線の上毛高原駅や関越自動車道の月夜野IC、水上ICの2つのインターチェンジが存在するなど、県北の玄関口としての役割を担っています。

このように自然環境豊かな地域で栽培される農産物は主に水稲、りんご、サクランボ、夏秋トマト、イチゴなど昼夜の寒暖差を活かした農作物を栽培し、更には牛や豚、鶏など畜産業も高い評価を得ており、2015年度における農畜産物生産出荷額は337,000万円に達します。

しかしながら、ほ場整備率は高いものの、急傾斜、小規模、狭小の農地が多く中山間地域特有の地理的、地形的要因により農業経営の持続と農業所得の向上、農業後継者の確保が喫緊の課題となっています。

平成27年10月に策定した「みなかみ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「安定した生産体制の維持・強化」を基本姿勢とし、「①新規就農の促進」「②安全・安心なみなかみブランドの構築」「③農産物を加工した特産品づくり」「④耕作放棄地を活用した新しいビジネスモデルの開発」「⑤安定した雇用と人材の創出」「⑥経済の地域内循環の促進」を基本目標とし、第一に地域内消費の増大による農業所得の向上を目指すこととし、農畜産業を中心とした各基幹産業がともに活性化し、みなかみ町全体が活力のある町として発展していくためにも、地域資源の付加価値を高めながら、農業所得の向上、雇用の創出、みなかみ町産の農畜産物の知名度向上を図るための方向性を示すものとして「みなかみ町6次産業化・地産地消推進戦略」を策定するものです。



2. 目標等

戦略期間 平成31(2019)年度から平成35(2023)年度まで

目標年度 平成35(2023)年度

- 目 標
- ① 6次化に取り組む農業者 現状：1名 ⇒ H35(2023)年：3名 (300%)
 - ② 町ブランド認証特産品 現状：11品目 ⇒ H35(2023)年：16品目 (145%)
 - ③ 「ぐんま地産地消推進店」認定店舗数
現状：23店 ⇒ H35(2023)年：25店 (110%)
 - ④ 交流人口(入込客数)増加
現状：389.2万人 ⇒ H35(2023)年：450.0万人 (115%)

基礎データ
①H29 認定申請件数 ②みなかみ町認証商品数(H29) ③群馬県認定数(H26) ④観光客数・消費額調査(H29)

II みなかみ町の農業における6次産業化・地産地消の現状と課題

1. 農業の概況

みなかみ町における農産物の生産状況の推移

単位：作付面積：ha 収穫量：t

種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
水 稲	410	2,170	414	2,240	412	2,250	409	2,000	404	2,060
りんご	66	1,518	66	1,505	66	1,518	66	1,557	66	1,454
夏 秋 トマト	11	748	12	776	12	735	11	707	11	714
夏 秋 きゅうり	9	355	9	316	8	290	8	311	8	311
サクラ ンボ	15	67	16	71	16	70	16	69	13	58
イチゴ	3	50	3	53	3	39	3	50	3	53
秋冬白菜	11	435	11	433	11	447	11	444	11	424
秋冬大根	10	344	10	346	10	358	10	364	10	373

参考資料 ①群馬県農林水産統計年報、②市町村別園芸作物(野菜・果樹)生産出荷統計(群馬県推計値)

2. 農業が抱える課題

みなかみ町の農畜産業については、町経済を支える一大産業として確立されていますが、生産者の高齢化や後継者不足等により兼業化や離農が増加傾向にあります。このため、農地の荒廃化に比例し鳥獣害が年々増加し、その被害額も平成28(2016)年度は7,455万円、被害面積も9haと生産者人口の減少に比例して被害が拡大しており、荒廃農地化の防止、荒廃農地の改善は最重要課題とな

っています。

このため、農作業における過重労働の軽減、高収益作物の導入、更には生産された農産物の新たな消費・販売ルートの確立に取り組みと平行して、町内2カ所の学校給食センターを中心に少量・多品目の農産物を活用することで、高齢者でも生産できる品目の導入を図る必要があります。

併せて、栽培技術の指導等を行うことで良質農産物の生産・流通により、僅かながら農業所得向上が上向くことで営農意欲の維持・向上及び生産ほ場の持続性を維持することが喫緊の課題となっています。

また、町内の観光業においては観光客が地元の旬の農産物を味わうことができる飲食店は少なく、また、加工業においては町内企業が極めて少ないため地産地消・6次産業化の障壁となっているのは否定できません。

年間380万人もの観光客が訪れる本町にあつては、町内産の農産物を提供することで「みなかみユネスコエコパークで生産された農産物」という高付加価値化の創造に期待できるため、他の観光地との差別化が図れるものと考え、ヘルスツーリズムとの連携により食を通じた知名度の向上と観光客の増加に結び付けていく取組が必要となっています。

3. 農業における6次産業化の現状

本町の農業経営体数は、全国的な流れと同様に減少傾向で推移してきましたが、加速する高齢化・後継者不足により経営体の多くが継続営農を断念するなど、農業を支える担い手の数は急激に減少しています。平成12年度には1,841あった経営体が、15年後の平成27年度には1,508経営体と、18%以上減少している状況です。

現在、6次産業化に取り組んでいる農家は1戸、また、食品加工業者で自ら農産物を生産し加工・販売している事業者の数も極めて少ない状況となっています。



本町の特産品のうち、水稻については町内のほぼ全域で生産がされており、特にコシヒカリの生産組合では、(一財)米穀物検定協会主催のお米コンクールで金賞を受賞するなど、全国的にも知名度が高いブランド米へ成長していますが、昨今の高温障害への灌水管管理や色彩選別機の導入により一定基準を下回る米の品質向上を図り、学校給食・施設給食での利用など地域内消費を一層推進するなど、活用範囲の拡充を検討する必要があります。

主要農産物であるりんごについては、町内で団地形成が進み、大規模経営に取り組む生産者も多くなっています。生産されたりんごは、主に宅配による販売流通が大半を占め、収穫体験などの観光りんご園は一部の生産者で行われ、軒先販売は全生産量の2割程度に止まっています。また、規格外品を町内加工場において飲料化し販売していますが、近年の消費者ニーズの多様化もあり、少量容器での製造が行われれば、学校給食や宿泊施設での利用・販売が可能となり消費拡大が図れるものと考えられます。

夏秋トマトについては、市場流通のほか、利根沼田農業協同組合白沢トマトセンターで選果作業を集中化し、省力化に取り組んでいます。大規模産地と比較すると、量・販売額ともに劣っているため、その品質の良さをアピールするほどのブランド化が進んでいない状況となっています。また、規格外品については、町内の各農産物直売所等で販売されるケースが見られますが、単に安価で販売するだけでなく食品加工業者との連携により、一次加工品としての商品化に取り組むことで収益の増加を求める声があります。この取組が可能となれば学校給食による地産地消給食での活用など、安定的な供給も可能となることから原材料としての販路拡大も見据えた取組が必要であります。

4. 農業における6次産業化に向けての課題

前記1、2及び3から、本町において6次産業化を進める上での課題は、次のように整理することができます。

- (1) 6次産業化に対する課題を克服したいという意欲ある生産者がいることから、6次産業化・地産地消に対する情報交換の場が必要
- (2) 一部の生産者においては、加工製造・販売への取り組みが行われているが、全体としては6次産業化の取り組みは皆無に等しく、施設整備等のハード面や人材育成・知識の習得などのソフト面における支援が必要
- (3) 豊富な自然環境を活かした知名度の向上を図るため、これまでの国内販売のほか、観光客増に向けた対応やブランド品の創造を進めるため、地産地消を優先的に取り組むほか、6次産業化を目指した事業計画の立案が必要

Ⅲ 今後の取組方針、新商品開発、販路拡大の方向性

以上の現状と課題を踏まえ、生産者の自立促進と更なる農業の振興を図るため、以下の方針に基づき、6次産業化・地産地消の推進に取り組みます。

1. 今後の取組方針

- (1) 地域の連携による6次産業化・地産地消の推進
みなかみ町地産地消推進協議会を町内の農産物生産者と各種事業者との「パイプ役」「交流の場」と位置付け、情報交換を活発化することで戦略的な地域内連携を推進します。
これにより、生産・加工・販売の機能強化に取り組み、6次産業化への促進を図り、もって、地域経済の活性化を図ります。
併せて、町内小中学校や病院、介護施設等の給食における地元農産物の消費拡大を進め、一層の内部循環型経済の活性化に取り組みます。
- (2) 継続的な人材育成
6次産業化を進めるうえで必要な事業経営に精通した人材を育成するための研修等を継続的に実施します。更に、生産・加工・販売のほか、マーケティングや事業計画の策定など、多岐にわたる知識や技術を習得するための学習会も事業経営精通者の習得度に合わせて実施します。
- (3) 加工機能の強化
新商品開発や試験的な加工品製造に取り組むために必要な共同利用型加工施設は必要不可欠と考え、既設公共施設の利用も含め関係機関等で検討を進め、6次産業化に着手する町内事業者に対して有効利用できる環境の整備に取り組みます。また、町内には、加工技術を備えた事業者が僅かながら存在していることから、これの知見を有効活用する仕組みを構築します。
- (4) 地域資源の活用
豊富な自然環境と良質な農産物の融合を図り、インバウンドを含めた町外からの観光客を呼び込むため、「食を通じた基幹産業と連携した産業観光づくり」を進めながら、交流人口の拡大を図り、みなかみ町の農産物の生産性維持と知名度向上、農業所得の向上を図ります。

2. 新商品の開発

(1) 農産物の活用と高付加価値化

水稻、りんご、サクランボ、プルーン、桃、ぶどう、夏秋トマト、いちごのほか、大根、白菜、きゅうり、長ねぎ、じゃがいも、ほうれん草、小松菜など、少量でも多品種で高品質な農産物が生産されており、それぞれの収穫期における旬で新鮮な食材を活かしたブランド性の高い商品開発を目標とします。



(2) みなかみ町ブランド認証特産品の創出

みなかみ町のブランド認証品である「珠玉」は、現在11品目が販売されています。

今後も、農産物加工分野における技術の向上に取り組むとともに、みなかみ町が誇る優良特産品の創出を目指します。

(3) 観光客を呼び込む戦略を見据えた商品開発

新鮮な農産物を観光客へ提供することを目的とし、町内の飲食店が提供しやすい、旬の食材を活かしたみなかみ町ならではの料理の開発を目指します。併せて、四季折々の統一メニューの開発など、地元住民の創意工夫により「郷土料理版B級グルメ」のコンテストを実施します。

3. 販路拡大の方向性

(1) 消費者志向の徹底

消費者志向については、良質で手ごろな価格のほか、食の安心・安全に対する意識が高まっており、みなかみ町内においてもエコファーマー認定やGAP認証の取得など、国内外の基準による認証取得を励行し、安全・安心でかつ高品質な農産物の生産流通と合わせた6次産業化による商品開発を推進します。

(2) 販売機会の提供

既存施設等の利活用を行い、6次産業化商品を提供できるインフラ整備に取り組みます。また、町内のホテル・旅館、各飲食店において旬の食材を活かした料理が提供できるよう必要に応じた柔軟な体制を構築します。併せて、群馬県地産地消推奨の店登録制度も活用し、食材提供による地元農産物の消費の多様化を目指します。

(3) インターネット、SNSの活用

みなかみ町及びみなかみ町観光協会等の関係団体のホームページに、6次産業化に関するコンテンツを開設し、更にはSNSの活用により6次産業化に取り組んでいる町内事業者の情報、新商品の紹介などの情報を発信します。これにより、各事業者が個別に展開する販売活動と6次産業化・地産地消の推進との連携を保ちながら、インターネットやSNSを通じた販売促進や「ふるさと納税サイト」の活用も含めた販路拡大を図ります。

(4) イベントを活用した消費拡大

毎年町内各地で開催される各種観光イベントにおいて、地産地消料理の試食提供や6次産業化商品を提供することにより、リピーターの確保や知名度向上、更なる販路拡大を図ります。

また、姉妹都市等の催事へ出展することで、更なる顧客の掘り起こし、誘客に結び付けられるよう「地産都消」にも取り組みます。

(5) 地産地消

地元の更なる消費拡大を図るため、上記の取組のほか、町内の小中学校や病院、介護施設等における「給食」や「宅配弁当」等における地元農産物の更なる活用について検討を進め、試行的なメニューの開発や商品化に取り組むとともに献立レシピの公開など、町民及び町内事業者による消費拡大を目指します。併せて、子育て世帯にあっては地元農産物への愛着、食文化の継承など、食を通じた郷土愛の醸成を推進します。

IV みなかみ町の支援策

6次産業化及び地産地消推進による目標達成のため、国の支援策である食料産業・6次産業化交付金の活用をはじめ、群馬県が実施している各種支援策を活用しつつ、みなかみ町においても次のとおり独自の支援策を講じます。

(1) 6次産業化・地産地消商品の開発に係る起業支援

6次産業化や地産地消商品の開発など、新たに事業主体を創業するために要した費用より、国県等の交付金等を除いた事業者負担分について、みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成28年3月11日条例第20号）の規定に基づき、みなかみ町起業支援事業補助金（100万円を限度）を交付します。

(2) 地場産品普及に係る支援

地場産品の普及促進を図るため既存製品の改良、販路開拓等を行おうとする事業者に対し、みなかみ町地場産品普及事業補助金交付要綱に基づき、40万円を限度として支援します。

(3) 地域ブランド産品販売促進に係る支援

みなかみ町地域ブランド認証委員会が認証する産品の販売促進、販路拡大を積極的に取り組む団体等のブランド産品の仕入れ資金に対し、1,000万円を限度として支援します。

(4) 公的制度融資による利子補給支援

町内に店舗・事業所・工場等を有する会社や個人に対し、設備資金や運転資金を目的とした公的制度融資または、これに準ずる融資制度を活用する方が、当該年度中に支払った利子額を対象に10万円を上限に利子補給を行います。

(5) その他の支援

6次産業化を進めるための各種支援策の情報提供のほか、群馬県6次産業化サポートセンターを活用し、各種相談業務のほか、専門プランナーの派遣要請を行います。

V みなかみ町6次産業化・地産地消推進協議会の体制

みなかみ町地産地消推進協議会 委員名簿

平成30年11月1日現在

No.	役職名	氏名	所属	職名
1	会長	笠木 淳司	みなかみ町	副町長
2	副会長	高橋 俊信	みなかみ町農業委員会	会長
3	副会長	入内島 一崇	みなかみ町商工会	会長
4	副会長	深津 卓也	みなかみ町観光協会	代表理事
5	委員	杉木 清一	(株)月夜野は一べすと	店長
6	委員	小野 由香	(株)水の故郷	館長
7	委員	永井 介嗣	太助の郷農産物生産者組合	館長
8	委員	西坂 文秀	みなかみ農村公園公社	参与
9	委員	飛田 勝		課長
10	委員	木内 剛		館長
11	委員	東樹 弘	利根沼田農協みなかみ支店	支店長
12	委員	金子 富士子	利根沼田農協新治支店	支店長
13	委員	高橋 治郎	(株)群馬銀行月夜野支店	支店長
14	委員	小菅 隆夫	利根郡信用金庫月夜野支店	支店長
15	委員	中島 健	(株)東和銀行水上支店	支店長
16	委員	桑原 孝治	総合戦略課	課長
17	委員	高田 悟	エコパーク推進課	課長
18	委員	内田 保	町民福祉課	課長
19	委員	鈴木 伸一	子育て健康課	課長
20	委員	松井田 順一	農政課	課長
21	委員	宮崎 育雄	観光商工課	課長
22	委員	杉木 隆司	教育課	課長
23	委員	小柴 千恵子	月夜野学校給食センター	所長
24	委員	宮代 千代子	新治学校給食センター	所長
①	事務局長	中澤 聡	農政課農政グループ	G L
②	事務局	田村 覚生		係長
③		石坂 貴夫		係長

みなかみ町地産地消推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、みなかみ町地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、生産から消費まで様々な立場の機関、団体等がお互いに連携及び協力することにより、地域で生産された農林水産物を地域内で消費する地産地消の拡大に取組、豊かな自然環境及び地域資源を活用した地域の活性化を目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「みなかみ町6次産業化・地産地消戦略計画」の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地産地消及び食育推進に関すること。
- (3) 地産地消に取り組む人材の育成及び確保に関すること。
- (4) 関係機関、団体等との協力及び連携に関すること。
- (5) 6次産業化の普及及び推進に関すること。
- (6) 新たな地域ビジネスの創設支援に関すること。
- (7) 生産者及び消費者が相互交流できる販売機会の創出支援に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 この協議会は、次に掲げる機関、団体等をもって組織し、町長が委員に委嘱する。

- (1) みなかみ町農業委員会
- (2) みなかみ町商工会
- (3) みなかみ町観光協会
- (4) 農林水産物生産者及び関係団体（農産物直売所等）
- (5) 利根沼田農業協同組合
- (6) 金融機関
- (7) 行政関係機関
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職務)

第6条 この協議会に役員として会長及び副会長3名を置く。

2 会長はみなかみ町副町長とし、副会長は委員の同意をもって会長が指名する。

3 会長は、本会を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

(委員及び役員の報酬)

第7条 委員及び役員の報酬は、無報酬とする。

(総会)

第8条 この協議会は、協議会の運営、戦略及び計画の策定並びに見直し並びに活動推進のため、総会を年1回以上開催する。

2 臨時会議は、会長が必要に応じて委員を招集し開催する。

3 総会等の議長は、会長が行うものとする。

(事務局)

第9条 この協議会の事務を処理するため、事務局をみなかみ町役場農政課内に置く。

2 事務局長は、みなかみ町役場農政課農政グループリーダーをもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成30年11月1日から施行する。